

株式の間接所有に係る資本連結手続に関する実務指針

はじめに

1. 平成9年6月6日に企業会計審議会から公表された「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」(以下「連結意見書」といい、連結意見書における連結財務諸表原則を「連結原則」という。)によって、子会社の判定基準は、従来の持株基準から支配力基準へと転換された。支配力基準の具体的な取扱いを定めるため、平成10年10月30日に企業会計審議会から「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」が公表され、新たに「緊密な者」及び「同意している者」の概念が導入された。これらを受けて平成10年11月24日付けで、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(以下「財務諸表等規則」という。)及び「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」が改正され、また、平成10年12月8日付けで、監査委員会報告第60号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の取扱い」が公表された。その結果、自己の所有する株式に「緊密な者」及び「同意している者」が所有する株式を加えると議決権の過半数を占めることとなる会社も、直接、自己の連結子会社として連結の範囲に含められる可能性が生じてきた。

また、我が国では、企業グループを構成する形態として、グループ内の会社間で株式の相互持合が行われることがある。昭和54年7月9日に会計制度委員会から公表された「連結範囲の決定における株式の相互持合に関する取扱いについての提言」(以下「相互持合に関する提言」という。)においては、2社の子会社による株式の相互持合の場合について、利益の実質的な連結持分額の計算方法(算式)が示されており、実務の参考とされてきた。ただし、相互持合に関する提言は、子会社の判定に実質持分比率基準を適用しようという趣旨で公表されたものであった。さらに、3社以上の会社間での株式の相互持合に関しては、これまで利益の実質的な連結持分額の計算方法(算式)について実務に適用できるようなものは何ら公表されていない。

平成16年4月6日に改正された会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」(以下「報告第7号」という。)の第10項では、連結持分額の計算についての一般的な指針として、「子会社の資本のうち親会社に帰属する部分(親会社持分額)と少数株主持分に帰属する部分(少数株主持分額)は、議決権を有する株式の発行済株式数(分母)と持株数(分子)に基づく比率(以下「持分比率」という。)を基に算定する。」とされている。株式の間接所有が行われている場合についてもこの原則に変更はないが、報告第7号では、「緊密な者」及び「同意している者」が存在する場合や株式の相互持合が行われている場合の、実質的な利益の連結持分額の計算方法(算式)や会計処理の方法については取り扱われていない。

そこで、報告第7号への追加として、株式の間接所有が行われている場合における連結持分額の計算方法と処理方法についての具体的な実務指針を示すことを目的として本報告を取りまとめた。

株式の間接所有が行われている場合の資本連結手続

2. 子会社の判定基準として、連結意見書では支配力基準が採用されており（第二部の二の1の(1)）、財務諸表等規則は、親会社及び子会社を以下のように定義している（第8条第3項）。

「親会社」とは、他の会社等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下同じ。）の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下「意思決定機関」という。）を支配している会社をいい、「子会社」とは、当該他の会社等をいう。」

上記の場合、子会社の資本の親会社持分額は、以下の算式により計算する。

子会社の資本の親会社持分額 = 子会社の資本 × 子会社株式の親会社持分比率

また、子会社の範囲に関して財務諸表等規則では、「親会社及び子会社又は子会社が、他の会社等の意思決定機関を支配している場合における当該他の会社等も、その親会社の子会社とみなす。」（第8条第3項）と定めており、直接的な支配のみならず、間接的に支配が及んでいる場合も連結の対象としている。

子会社又は親会社と子会社を通じて間接的に支配している会社等（以下「孫会社等」という。）の資本の親会社持分額は、資本金及び資本準備金並びに子会社による株式取得日又は支配獲得日の剰余金（以下説明の便宜上「資本金等」という。）と、子会社による株式取得日又は支配獲得日以降に生じた剰余金（以下説明の便宜上「剰余金」という。）について、それぞれ以下の算式により計算する。

孫会社等の資本の親会社持分額（資本金等）

= 孫会社等の資本金等 × （孫会社等株式の親会社持分比率 + 孫会社等株式の子会社持分比率）

孫会社等の資本の親会社持分額（剰余金）

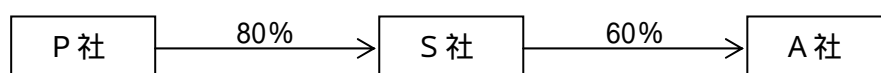
= 孫会社等の剰余金 × （孫会社等株式の親会社持分比率 + 孫会社等株式の子会社持分比率 × 子会社株式の親会社持分比率）

親会社が支配を獲得した子会社を通じて孫会社等に当たる会社が連結子会社となった場合には、資本連結手続上、上記の算式 及び を用いて孫会社等の資本を親会社持分額と少数株主持分額とに按分した上で、前者を孫会社等に対する投資（親会社による投資と子会社による投資の合計額）と相殺消去し、消去差額が生じた場合には当該差額を連結調整勘定として計上するとともに、後者を少数株主持分へ振り替えることとなる。

連結子会社を通じた間接所有の場合の処理

3. 連結子会社を通じた間接所有の形態は、基本的に以下の2つのパターンに区分される。

< 間接所有のみ >

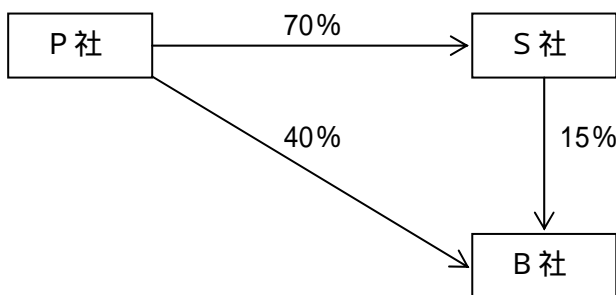


（注）P社とS社の関係は、P社がS社の株式を50%超直接所有しているため、S

社はP社の直接所有の子会社である。また、A社は、S社を通じてP社によって支配されている関係にあるから、A社はP社にとって孫会社であり、かつ、P社にとって間接所有の子会社となる。

第2項で述べたように、間接所有の場合においても連結持分額の計算には直接所有の場合と同じく持分比率を用いるが、剰余金の帰属額を示す実質持分額の計算は、持分比率の積数を用いて行うこととなる（算式）。したがって、＜間接所有のみ＞の場合、P社がS社株式を所有していることに伴う、A社の剰余金に対するP社の実質的な持分比率は48%（60%×80%）となる。この結果、A社の剰余金のうち40%（100% - 60%）はA社の少数株主に帰属し、12%（60%×S社の少数株主持分20%）がS社の少数株主に帰属することとなる。

＜直接所有 + 間接所有＞



（注）B社はP社が株式を40%直接所有するとともに、P社の子会社であるS社が株式の15%を間接所有しているため、P社とS社とによる支配関係を1つの単位とみれば、B社はP社にとって合計で議決権の55%を所有する子会社となる。

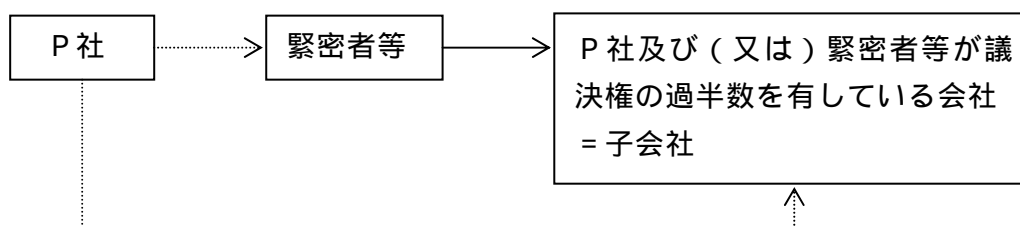
＜直接所有 + 間接所有＞の場合、B社の剰余金に対するP社の実質的な持分比率は50.5%（40% + 15%×70%）となる。この結果、B社の剰余金のうち49.5%（100% - 50.5%）が少数株主に帰属するが、45%（100% - 40% - 15%）はB社の少数株主に帰属し、残りの4.5%（15%×S社の少数株主持分30%）がS社の少数株主に帰属することとなる〔設例1参照〕

緊密者等を通じた間接所有の場合の処理

4．財務諸表等規則では、「自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせた場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）に他の会社等の議決権の過半数を占めている会社」（第8条第4項第3号）であって、かつ、一定の支配の要件を充たす会社は、親会社、親会社及び子会社又は子会社がその会社の意思決定機関を支配しているものとして「子会社」になるとしている。

本報告では、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」と「自己の意思

と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」を併せて「緊密者等」という。



このように、緊密者等が子会社に該当しない場合であっても、自己と緊密者等を合計した議決権が他の会社等の議決権合計の過半数を占めているときは、当該他の会社等は子会社の判定の対象とされるため、緊密者等が持分法適用会社（関連会社）又は原価法適用会社の場合、若しくは自己が緊密者等の議決権を全く所有していない場合でも（図の点線は、株式を所有していない場合があることを示している。）当該他の会社等が子会社となることがある。

緊密者等が株式の一部を所有している子会社の資本は、親会社、緊密者等及び外部株主の持分額に区分されるが、このうち緊密者等及び外部株主の持分額を少数株主持分として処理する〔設例2のケース1及びケース2参照〕

複数の子会社による株式の相互持合の場合の処理

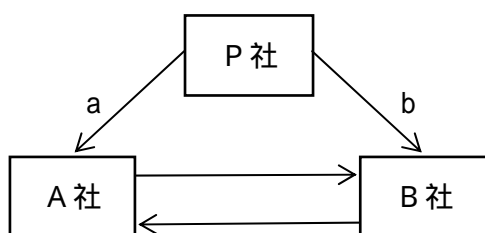
5．資本連結手続上、一方の子会社の連結持分額を決定するためには他方の子会社の連結持分額が確定していなければならないが、複数の子会社による株式の相互持合が行われている場合、各子会社の資本のうち剰余金については、一方の連結持分額の変動は必ず他方の連結持分額の変動をもたらすという循環的な関係にある。このように剰余金の連結持分額の決定において両者が相互に依存する関係にある場合には、第2項で示した算式をそのまま用いることができないため、子会社間の株式の相互持合による連結持分額の循環的な影響を収斂させるための調整を行って実質的な連結持分額を計算し、資本連結手続の処理を行うことが必要となる。

子会社による株式の相互持合の場合の原則法による処理

（剰余金の実質的な帰属額を計算する方法）

6．子会社が2社間で株式を相互に持ち合っている場合、剰余金については連立方程式を用いて両社の実質的な持分額を計算し、資本連結手続の処理を行う。

例えば、A社、B社の2社があって、これらの2社が株式を相互に持ち合っているとすると（a、b、及びは、それぞれ持分比率を表す記号である。）。そこにP社がA社及びB社株式を取得して、両社の支配を獲得したとする。



上記の場合、A社、B社の個別財務諸表に計上された剰余金をそれぞれA₀、B₀とすれば、それぞれに帰属する実質的な剰余金A₁、B₁は、A、B 2社間の株式の相互持合を調整して、それぞれ以下の連立方程式によって表すことができる。

$$A_1 = A_0 + B_1 \times$$

$$B_1 = B_0 + A_1 \times$$

この連立方程式を解くと、

$$A_1 = \frac{A_0 + B_0 \times}{1 - \times}$$

$$B_1 = \frac{B_0 + A_0 \times}{1 - \times}$$

となり、これより、P社のA社及びB社株式取得時におけるA社、B社の剰余金に対する直接持分と間接持分（相互持合部分）とを合計した実質的な連結持分額はそれぞれ次のようになる。

$$A_1 \times a = \frac{A_0 \times a}{1 - \times} + \frac{B_0 \times \times a}{1 - \times}$$

$$B_1 \times b = \frac{B_0 \times b}{1 - \times} + \frac{A_0 \times \times b}{1 - \times}$$

算式 の右辺のうち、左側はP社がA社株式を直接所有していることに伴うA社剰余金の持分額であり、右側はA社株式の所有を通じてB社株式を間接的に所有していることに伴うB社剰余金の持分額である。同様に、算式 の右辺の左側はP社がB社株式を直接所有していることに伴うB社剰余金の持分額であり、右側はB社株式の所有を通じてA社株式を間接的に所有していることに伴うA社剰余金の持分額である。

このように、A社の剰余金とB社の剰余金が、それぞれ間接所有（相互持合）を通じて、さらにA社に帰属する部分とB社に帰属する部分とに分割されることとなる。これは少数株主持分額についても同様である。

そこで、実際には以下のようなマトリクスを使ってそれぞれの子会社の剰余金を親会社の直接持分額及び間接持分額、少数株主持分のうちの各子会社帰属部分に区分して資本連結手続の処理を行う〔設例3のケース1及びケース2参照〕

	A社剰余金	B社剰余金
A社株式所有に係るP社持分額	(1) P社直接持分額	(5) P社間接持分額
B社株式所有に係るP社持分額	(2) P社間接持分額	(6) P社直接持分額
A社外部株主持分額	(3) 外部株主直接持分額	(7) 外部株主間接持分額
B社外部株主持分額	(4) 外部株主間接持分額	(8) 外部株主直接持分額

具体的には、A社株式（投資）と相殺消去し、又はA社少数株主持分に振り替えるべきA社に帰属する剰余金は、

- (1) A社剰余金のP社直接持分額
- (5) B社剰余金のP社間接持分額
- (3) A社剰余金のA社外部株主直接持分額

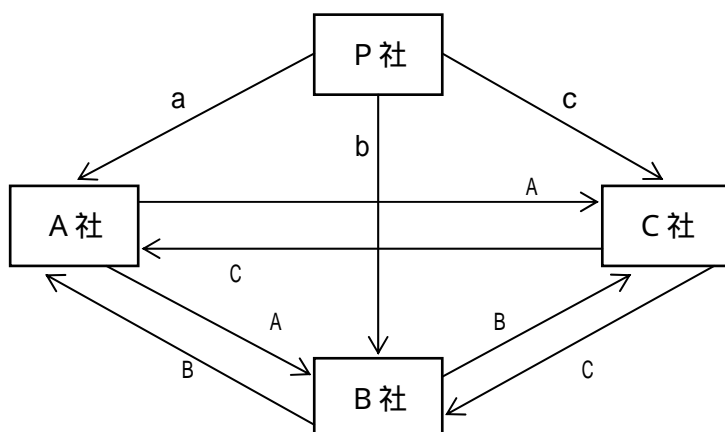
(7) B社剰余金のA社外部株主間接持分額の合計額となり、B社株式(投資)と相殺消去し、又はB社少数株主持分に振り替えるべきB社に帰属する剰余金は、

- (6) B社剰余金のP社直接持分額
- (2) A社剰余金のP社間接持分額
- (8) B社剰余金のB社外部株主直接持分額
- (4) A社剰余金のB社外部株主間接持分額

の合計額となる。

7. 3社以上の子会社による株式の相互持合が行われている場合における、剰余金の連結持分額の計算方法と処理方法も、基本的な考え方は子会社2社間の株式の相互持合の場合と同じである。

例えば、A社、B社、C社の3社があって、これらの3社が株式を相互に持ち合っているとす。そこにP社がA社、B社及びC社株式を獲得して、それらの会社の支配を獲得したとする。



上記の場合、A社、B社、C社の個別財務諸表に計上された剰余金をそれぞれA₀、B₀、C₀とすれば、A、B、C3社の実質的な持分額A₁、B₁、C₁は、それぞれ以下の連立方程式によって表すことができる。

$$A_1 = A_0 + B_1 \times A + C_1 \times A$$

$$B_1 = B_0 + A_1 \times B + C_1 \times B$$

$$C_1 = C_0 + A_1 \times C + B_1 \times C$$

以下この連立方程式を解き、2社間の株式の相互持合の場合に準じて、剰余金の実質的な親会社持分額と少数株主持分額とを決定した上で資本連結手続の処理を行わなければならない。

また、4社以上(n社とする。)の子会社による株式の相互持合が行われている場合にも、上記で示した計算式をn社にまで拡張すれば、実質的な連結持分額の計算を行うことができる。

子会社による株式の相互持合の場合の簡便法による処理

(剰余金の実質的な帰属額を計算しない方法)

8 . 第 6 項の原則法のように各子会社の個別財務諸表に計上された剰余金に対する親会社の直接持分額と間接持分額とを区分して剰余金の実質的な帰属額を計算すると、子会社の数が多い場合には計算が複雑となるため、株式の相互持合を行っている子会社の未処分利益及び当期損益の合計が連結剰余金及び連結当期純損益に比較して重要性がない場合には、原則法に代えて、各子会社の個別財務諸表に計上された剰余金に対する直接持分額と間接持分額とを区分せず、剰余金に実質持分比率を乗じて簡便的に実質的な連結持分額を計算し、資本連結手続の処理を行うこともできる。

具体的には、第 6 項の子会社 2 社による株式の相互持合の場合、算式 及び より親会社持分額の合計 P1 は、次のようになる。

$$P1 = A1 \times a + B1 \times b$$

この方程式を解いて、A 社と B 社の個別財務諸表における剰余金 A0 及び B0 に対する P 社の実質的な連結持分額の計算式を求めると、次のようになる。

$$P1 = A0 \times \frac{a + x b}{1 - x} + B0 \times \frac{b + x a}{1 - x}$$

この方法によっても、親会社持分額の合計 P1 は、第 6 項の原則法と同額となるが、A 社及び B 社のそれぞれの剰余金に対する親会社及び少数株主の連結持分額として計算される金額が異なることとなる。

具体的には、ここで得られた右辺の中の左側を A0 に対する P 社の A 社株式所有に伴う実質的な連結持分額 (第 6 項のマトリクス表で示せば (1) と (2) の合計額)、その右側を B0 に対する P 社の B 社株式所有に伴う実質的な連結持分額 (同じく (5) と (6) の合計額) とみなし、それぞれについて A0 及び B0 との差額を A 社の少数株主持分額 (同じく (3) と (4) の合計額) 及び B 社の少数株主持分額 (同じく (7) と (8) の合計額) として処理する [設例 3 のケース 1 及びケース 2 参照]

この処理方法は、3 社以上の子会社による株式の相互持合の場合にも認められる [設例 4 のケース 1 参照]

(株式の相互持合を無視して計算する方法)

9 . 多数の子会社間で株式の相互持合が行われている場合、株式の相互持合を調整するために連立方程式を用いると計算が複雑となる上、一部の会社の剰余金及び当該会社に対する持分比率が変動すると株式の相互持合を行っているすべての会社の連結持分額に影響することから、直接的には全く関連のない子会社に持分変動が生じてしまう。また、株式の相互持合に関するタイムリーなデータの入手が実務上難しいことがある。

そこで、株式の相互持合を行っている子会社の未処分利益及び当期損益の合計が連結剰余金及び連結当期純損益に比較して重要性がない場合には、第 6 項の原則法又は第 8 項の簡便法に代えて、各子会社ごとに、親会社の直接所有に係る持分比率と外部株主の持分比率との割合で剰余金の実質的な連結持分額を算定する方法も認めることとする [設例 3 のケース 1 及びケース 2 並びに設例 4 のケース 2 参照]

間接所有会社に債務超過会社がある場合の処理

10. 連結原則第四の四の2で、「子会社の欠損のうち、当該子会社に係る少数株主持分に割当てられる額が当該少数株主の負担すべき額を超える場合には、当該超過額は、親会社の持分に負担させなければならない。」とされているため、債務超過会社の欠損金の負担額の計算は持分比率に基づくのではなく、出資を超えた少数株主による負担について何らかの合意があれば当該負担額まで少数株主に負担させ、何も合意がなければ少数株主に出資額まで負担させて、それを超える欠損金は親会社が負担しなければならない。

この欠損金の負担についての処理は、間接所有会社についても適用されるため、間接所有会社に債務超過会社がある場合は、少数株主の負担額（緊密者等は、通常、出資額までの負担と考えられる。）を超える欠損金については連結剰余金に含めなければならない〔設例5のケース1及びケース2参照〕

なお、その後、当該債務超過会社に利益が計上されて債務超過が解消された後は、原則どおり、持分比率に基づき剰余金の実質的な連結持分額の計算を行うこととなるので留意する。

適 用

11. 本報告は、平成11年4月1日以後開始する連結会計年度に係る連結財務諸表について適用する。なお、平成11年4月1日前に開始する連結会計年度に係る連結財務諸表について本報告を適用することができる。

11-2. 「会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」等の改正について」（平成16年4月6日）における会計制度委員会報告第7号（追補）「株式の間接所有に係る資本連結手続に関する実務指針」の改正事項は、平成16年4月6日から適用する。

結論の背景

本報告の位置付け

12. 報告第7号は、連結原則に基づく資本連結手続の処理についての実務上の指針を示すことを目的として作成されたものであるが、本報告は、報告第7号で取り扱っていない株式の間接所有に係る資本連結手続の処理について、報告第7号に追加するものとして作成したものである。

なお、本報告は、株式の間接所有により連結子会社となる会社における資本連結手続に適用されるものであるが、間接所有対象会社が持分法適用会社である場合においても、剰余金の実質的な連結持分額の計算方法（算式）は投資の持分法による投資損益の計算に準用することができる。

株式の間接所有が行われている場合の資本連結手続 b

13. 孫会社等の資本の親会社持分額を計算するに当たって、第2項では、基本的な考え方として資本金等と剰余金とで異なる計算式を示している。これは、資本金等は、投資と相殺されるか又は少数株主持分へ振り替えられることによりすべて消去されるのに対し、剰余金は、孫会社等株式の直接所有と間接所有を通じて親会社に帰属する部分が生じるためである。

孫会社等の未処分利益（未処理損失）又は当期損益の連結持分額の計算に関し、資本金等に含まれる場合と剰余金に含まれる場合とについて、これを具体的な計算例で示してみると、以下ようになる（ここでは、説明の便宜上、親会社による孫会社等株式の持分比率はゼロと仮定する。）。

決算日 3月31日	A社 B社 株式取得	P社 A社 株式取得	B社剰余金		B社剰余金の A社持分額		B社剰余金の P社持分額	
			項目	金額	取得時	取得後	取得時	取得後
X1年3月31日	B社株式 取得60%		未処分 利益	1,000	600			
X2年3月31日		A社株式 取得80%	未処分 利益	1,000	600			
			当期利 益	500		300	240	
X3年3月31日			未処分 利益	1,500	600	300	240	
			当期利 益	800		480		384

X1年3月31日においてA社がB社株式の60%を取得（支配獲得）したため、A社において、B社未処分利益1,000のうち600(1,000×60%)がB社株式取得に係る取得時剰余金として処理される。

X2年3月31日においては、B社の当期利益500のうち300(500×60%)がA社の取得後剰余金となるが、P社がA社株式の80%を取得（支配獲得）したため、P社において、上記取得後剰余金300のうち240(300×80%)がA社株式取得に係る取得時剰余金として

処理される。

X 3 年 3 月 31 日においては、B 社の当期利益 800 のうち 480 ($800 \times 60\%$) が A 社の取得後剰余金となり、さらにそのうち 384 ($480 \times 80\%$) が P 社の取得後剰余金（すなわち、連結剰余金）となる。

緊密者等を通じた間接所有の場合の処理

14. 緊密者等を通じて株式の間接所有が行われている場合、連結子会社を通じた場合と異なり、緊密者等の財務諸表が連結されないため、連結子会社となる会社の資本のうち緊密者等の持分額を少数株主持分として処理することとなる。この処理は、親会社が緊密者等の株式を一部所有していて、当該少数株主持分に、緊密者等が株式の全部又は一部を所有する会社で連結子会社となる会社の剰余金に対する親会社の間接持分額が含まれていても変わることはない。

ただし、緊密者等が親会社の持分法適用会社である場合には、連結子会社となる会社の当期損益のうち親会社持分額が、上記の処理により少数株主損益として計上される一方で、持分法による投資損益としても重複して計上されることとなる。当該重複部分は、理論的には、連結貸借対照表及び連結損益計算書のそれぞれにおいて相殺すべきであるとする意見もあるが、実務的でないため、本報告ではこれに言及していない。

複数の子会社による株式の相互持合の場合の処理

子会社による株式の相互持合の場合の原則法による処理

（連立方程式を用いて剰余金の実質的な帰属額を計算する方法）

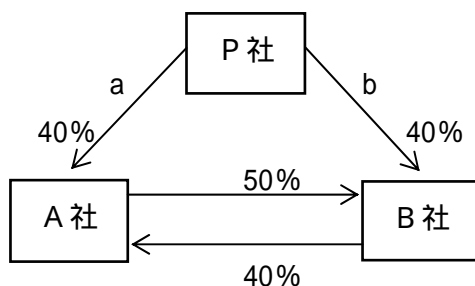
15. 子会社 2 社による株式の相互持合が行われている場合における剰余金の実質的な連結持分額の計算については、相互持合に関する提言の中にある実質持分額の計算式を用いることができる。ただし、相互持合に関する提言は、連結範囲の決定において被投資会社の議決権の過半数を実質的に所有しているか否かという形式基準によると、株式の相互持合関係がある場合には、投資会社が被投資会社を実質的に支配していても連結の範囲から除外されてしまうことがあり、それを回避するものとして実質持分比率による判定を提言しているものである。その趣旨は連結範囲の判定に置かれているものであるが、本報告では、相互持合に関する提言を株式の相互持合の場合の実質的な連結持分額の計算と資本連結手続の処理に適用するために、改めて考え方の整理を行っている。その結果、株式の相互持合関係にある子会社の剰余金について、親会社持分額及び少数株主持分額の実質的な帰属額を計算し、資本連結手続の処理を行うこととした。

具体的には、相互持合が行われている場合における実質的な連結持分額は、株式の相互持合子会社の剰余金に対する親会社の直接持分と間接持分の合計から成り、第 6 項に記載したマトリクスを使って、株式の相互持合関係にある子会社の剰余金を親会社の直接持分額及び間接持分額並びに少数株主持分のうち各子会社の各帰属部分に区分するものとした。

なお、第 6 項に記載したマトリクスについて、実質持分比率を計算式で示すと以下のようになる。

	A社剰余金	B社剰余金
A社株式所有に係るP社持分	$\frac{A_0 \times a}{1 - x}$	$\frac{B_0 \times x a}{1 - x}$
B社株式所有に係るP社持分	$\frac{A_0 \times x b}{1 - x}$	$\frac{B_0 \times b}{1 - x}$
A社外部株主持分	$\frac{A_0 \times (1 - a -)}{1 - x}$	$\frac{B_0 \times x (1 - a -)}{1 - x}$
B社外部株主持分	$\frac{A_0 \times x (1 - b -)}{1 - x}$	$\frac{B_0 \times (1 - b -)}{1 - x}$

例えば、 A_0 が1,000、 B_0 が2,000、 a が40%、 b が40%、 x が40%、 y が50%とした場合、A社とB社に帰属する実質的な剰余金 A_1 と B_1 は次のようになる。



$$A_1 = \frac{A_0 + B_0 \times x}{1 - x} = \frac{1,000 + 2,000 \times 0.5}{1 - 0.4 \times 0.5} = 2,500$$

$$B_1 = \frac{B_0 + A_0 \times x}{1 - x} = \frac{2,000 + 1,000 \times 0.4}{1 - 0.4 \times 0.5} = 3,000$$

これらのそれぞれについてP社の実質的な連結持分額を計算すると、次のようになる。

$$A_1 \times a = 2,500 \times 0.4 = 1,000$$

$$B_1 \times b = 3,000 \times 0.4 = 1,200$$

また、同様に少数株主の実質的な連結持分額を計算すると、次のようになる。

$$A_1 \times (1 - a -) = 2,500 \times (1 - 0.4 - 0.4) = 500$$

$$B_1 \times (1 - b -) = 3,000 \times (1 - 0.4 - 0.5) = 300$$

これらを合算すると、次のようにA社とB社のそれぞれに帰属する実質的な連結持分額が得られる。

$$A_1 \times a + A_1 \times (1 - a -) = 1,000 + 500 = 1,500$$

$$B_1 \times b + B_1 \times (1 - b -) = 1,200 + 300 = 1,500$$

なお、これらの合計額3,000は、A社とB社のそれぞれの個別財務諸表に計上された剰余金 A_0 と B_0 の合計額3,000に一致している。

(表計算によって剰余金の実質的な帰属額を計算する方法)

16. 第15項で説明した連立方程式を用いて剰余金の実質的な帰属額を計算する方法に代えて、次のように、表計算のワーク・シートを用いて A_1 と B_1 とを計算することもできる。この場合、次の方程式に従った計算を繰り返していく。ただし、初期値を $B_1 \times = 0$ 、

$A1 \times = 0$ とする。

$$A1 = A0 + B1 \times$$

$$B1 = B0 + A1 \times$$

この結果、第15項と同様の結果が得られる。この後の親会社と少数株主の実質的な連結持分額の計算方法は、第15項と同じである。

	A社剰余金			B社剰余金		
	A0	B社持分(50%)	A1	B0	A社持分(40%)	B1
1	1,000	0	1,000	2,000	0	2,000
2	1,000	1,000	2,000	2,000	400	2,400
3	1,000	1,200	2,200	2,000	800	2,800
4	1,000	1,400	2,400	2,000	880	2,880
5	1,000	1,440	2,440	2,000	960	2,960
6	1,000	1,480	2,480	2,000	976	2,976
7	1,000	1,488	2,488	2,000	992	2,992
8	1,000	1,496	2,496	2,000	995	2,995
9	1,000	1,498	2,498	2,000	998	2,998
10	1,000	1,499	2,499	2,000	999	2,999
11	1,000	1,500	2,500	2,000	1,000	3,000

17. 3社以上の子会社により株式の相互持合が行われている場合においても、2社間の相互持合の場合に準じて連立方程式を解くことにより、剰余金の実質的な連結持分額の計算を行うことが可能であるため、その結果を用いて親会社持分額と少数株主持分額とを決定した上で、資本連結手続の処理を行うこととした。また、これは4社以上（n社とする。）の子会社による相互持合の場合であっても結論に変更はない。

株式の相互持合関係にある子会社の数が増加すると計算が複雑になるが、持分比率が前提条件として与えられれば、連立方程式を解くことにより実質的な連結持分額を求めることは可能である。また、実務上もいったん連結財務諸表に係る事務処理のシステムが構築されれば、子会社間における株式の相互持合の株式数を把握し入力することにより、コンピュータによる定型的な作業として実質持分額を得ることができるため、当該方法を原則法とした。

子会社による株式の相互持合の場合の簡便法による処理

（剰余金の実質的な帰属額を計算しない方法）

18. 第8項では、原則法のように剰余金の実質的な帰属額を計算するのではなく、それぞれの子会社の剰余金に対する親会社の実質的な持分比率を用いて連結持分額を計算することもできることとした。

この方法では、親会社持分額の合計は原則法と同額となるが、間接持分額の帰属額の計算方法が異なるため、会社ごとに算定される連結調整勘定の金額が異なってくることとなる。このため、株式取得後に原則法と比べて、連結剰余金及び連結当期純損益に重要な影響を与えないであろうと合理的に予想される場合に、これを簡便法の一つとして認めることとしたものである。

(株式の相互持合を無視して計算する方法)

19. 連結グループ内における株式所有の形態には、親会社が議決権の100%を直接所有するケース、数社で議決権の過半数を所有するケース、又は数十社で議決権の一定割合を所有するケースなど、様々なケースが考えられる。

資本連結の手續において、複数の子会社によって株式の相互持合が行われている場合の実質的な連結持分額の計算を厳密に行うためには、各会社が直接・間接に所有している持分比率とその変動を毎決算期ごとに把握しておくとともに、複雑な連立方程式を解く必要がある。しかしながら、子会社の数が多くなると株式の相互持合に関するデータがタイムリーに入手できないことも想定され、また、子会社の規模や株式の相互持合株式の割合等によっては、剰余金の実質的な連結持分額を厳密に計算した場合とそうでない場合とで、連結財務諸表に重要な影響を及ぼさないこともある。

したがって、この簡便法が連結剰余金及び連結当期純損益のいずれに対しても、原則法と比べて重要な影響を与えないであろうと合理的に予想される場合に、実務上の便宜を図る目的から、株式の相互持合を無視して計算する方法の採用も認めることとする。